

第39回 規制改革推進会議 議事概要

1. 日時：平成30年11月8日（木）12:59～14:02

2. 場所：4号館11階第1特別会議室

3. 出席者：

（委員）大田弘子議長、金丸恭文議長代理、飯田泰之、江田麻季子、高橋滋、
新山陽子、長谷川幸洋、林いづみ、原英史、森下竜一、八代尚宏、山本正巳

（専門委員）大崎貞和

（政府）片山大臣、中根副大臣、舞立政務官、河内内閣府事務次官、
中村内閣府審議官

（事務局）窪田規制改革推進室次長、林規制改革推進室次長、福島規制改革推進室次長、
森山規制改革推進室次長、石崎参事官、大森参事官、垣内参事官、
小見山参事官、谷輪参事官、長瀬参事官、福田参事官

（説明者）金融庁 三井企画市場局長
金融庁 佐藤企画市場局参事官
経済産業省 藤木商務・サービス審議官
農林水産省 新井食料産業局長

4. 議題：

（開会）

1. 総合取引所について
2. 農業用ドローンの普及拡大に向けた意見について
3. 規制改革推進に関する検討拡大について

（閉会）

5. 議事概要：

大田議長 「規制改革推進会議」第39回会合を開催いたします。本日は安念委員、古森委員、野坂委員が御欠席です。高橋委員は遅れての御出席です。

また、大崎専門委員が御出席です。

片山大臣、中根副大臣、舞立政務官に御出席いただいております。ありがとうございます。

（報道関係者入室）

大田議長 それでは、片山大臣、一言御挨拶をお願いいたします。

片山大臣 皆様、大変御多忙のところ、御出席ありがとうございます。

本日は証券・金融分野と商品分野を一体的に取り扱う総合取引所の一刻も早い実現に向け、意見を取りまとめていただくと伺っております。我が国の取引所の国際競争力強化に

は、幅広い取引の場を提供し、多様な投資家を呼び込むことが不可欠でございます。

取引所につきましては、私は大変感慨深いものがございまして、東京商品取引所というのが明治時代に最初に日本にできたときの初代の理事長が私の曾祖父の銀林綱男でございまして、これは1908年までしか続かなかったのですが、その後、戦前いろいろ苦勞をして、戦後今のTOCOMになったのです。また、私は旧大蔵省時代に証券局で東証の株価が一番高いときに係長をしておりましたので、こういう時代が来たなと思ひまして感慨深いわけですが、関係省庁におかれましては、御意見を踏まえまして、早急に検討を進めていただくよう、どうぞよろしく願ひいたします。

また、農業の成長産業化に向けましては、農村の人手不足が深刻でございまして、この緩和や生産性向上を図るため、農業用ドローンの普及拡大に向けまして、ぜひスピード感を持った規制の見直しを提案すべく、御意見を取りまとめていただくと伺っております。

さらに、緊急に取り組む項目として挙げられた各項目につきまして、これは遠隔教育、電波制度改革、学童保育、農業等でございますが、各ワーキング・グループから御議論の状況を御報告いただく予定であると伺っております。

委員の皆様におかれましては、活発に御議論いただけますよう、担当大臣としてしっかりサポートしてまいりますので、どうぞよろしく願ひいたします。

大田議長 大臣、ありがとうございました。

それでは、報道関係の方はここで御退室をお願いします。

(報道関係者退室)

大田議長 最初の議題である総合取引所について審議いたします。

前回に続きまして、金融庁から三井秀範企画市場局長。佐藤則夫企画市場局参事官。経済産業省から藤木俊光商務・サービス審議官。

農林水産省から新井ゆたか食料産業局長にお越しいただいております。ありがとうございます。

前回の議論を踏まえまして、「総合取引所を実現するための提言(案)」をまとめました。これについてお諮りいたします。

事務局より御説明をお願いいたします。

長瀬参事官 資料1をごらんいただければと思います。

提言の内容につきまして、2ページの中ほどからでございますけれども、「3. 取り組むべき事項」として記載しました順に沿って御説明申し上げます。

東京商品取引所(TOCOM)とJPXの統合を含めた組織のあり方は、関係者間の協議に委ねられるべきものだが、形式的な一体化ではなく、実質的に総合取引所を実現させる方向で所要の措置が講じられることを期待する。

現在、TOCOMにおいて上場されている商品デリバティブについて、JPX傘下の取引所への戦略的な移管を検討し、例えば、大阪取引所において貴金属・原油等の商品デリバティブと株価指数等の証券デリバティブとをワンストップで取引できるよう、関係者間での協

議を進めるべきである。

金融商品取引所に商品デリバティブを上場する際に要する所管大臣の「同意」について、関係省は次の要件、すなわち一つには、「先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれること」、もう一つでございますが、「構成品の生産及び流通を円滑にするために必要かつ適当であること」、これらが重要な判断基準であるとしている。

しかし、総合取引所の実現可能性に過度の不透明感を与えないようにするには、同意するための要件よりも、「同意をしないケース」を含めた運用基準を明確化すべきである。

総合取引所は可能な限り早期の実現を目指す。そのための具体的な制度設計は、今年度末を目途に結論を得ることとし、金融庁、経済産業省等において、関係者の協議を進める。その際、商品先物市場の活性化につながるよう、これは次のページのaからdの点でございますが、世界市場において我が国の商品先物市場が目指すべき位置づけ、そして、信用力の強化、新規参入者の増加による流動性向上の確実性、プレーヤーのコスト負担が増加しない使い勝手のよい制度設計、これらにつきましての認識を共有化することが重要である。

また、上記に述べた運用基準の明確化についても、今年度末をめどに結論を得るべきである。

TOCOMとJPXとの協議が順調に進展しない場合は、必ずしも望ましくはないが、金融商品取引所への商品デリバティブの上場が現実的な選択肢となる。その場合、金融商品取引法の改正により、所管大臣の協議・同意条項を撤廃することを検討すべきである。

現在、電力先物市場の創設及びこれを含む総合エネルギー市場の創設が重要な課題となっているが、これは総合取引所の実現と同時並行的に進められる課題であり、どちらかを優先して考えるべきではない。

以上でございます。

大田議長 ありがとうございます。

では、委員の皆様から御意見、御質問をお願いいたします。

長谷川委員。

長谷川委員 今、お読みになった3枚目のa、b、c、dのdのところ、使い勝手のよい「制度設計」と言いましたけれども、私の手元にある紙は「市場設計」と書いてあるのですが、どちらですか。

大田議長 間違いです。「市場設計」です。

長瀬参事官 大変失礼いたしました。

大田議長 大崎委員。

大崎専門委員 こういう形で取り組むべき事項を具体的に表明することは非常に意義があるのではないかと考えています。例えばTOCOMとJPXで協議していただく内容について、

のところですけども、JPX傘下の取引所での商品デリバティブの戦略的な移管を検討するというようなことは極めて具体的で、かつ民間企業で本来自主的に意思決定すべきと

ころに立ち入っておるわけですが、そうもしないと物事は進まないというこの会議としての危機感といいますか、切迫感をよく伝えることになるのではないかと考えていまして、ぜひこういう形で取りまとめられればと私は思います。

大田議長 山本委員。

山本委員 の「協議が順調に進展しない場合」というこの順調に進展しない場合の時期的な問題ですが、 の項目で年度末という言葉が出ていますけれども、年度末という言葉が枕言葉に入れて考えればいいのでしょうか。

大田議長 に書かれた協議は民間企業同士の統合・再編の交渉ですので、これについてあらかじめ私どもから期限を設けることはできません。

御異議がなければ原案のとおり決定したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

大田議長 それでは、原案のとおり決定いたします。

ただいま決定されました意見書の受けとめについて、金融庁、経済産業省及び農林水産省から、御意見、御説明をいただきたいと思います。

まず金融庁よりお願いいたします。

三井企画市場局長 頂戴いたしました御提言に沿いまして、しっかり取り組んでまいりたいと存じます。

また、その取り組みに当たって、関係者の十分な理解を得るべく両取引所が一丸となって、国際的に魅力のある市場をつくる。そして、関係者、市場参加者がウイン・ウインの関係になれる。こういうことを目指して、柔軟にかつ精力的に取り組んでまいりたいと存じます。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、経済産業省からお願いいたします。

藤木商務・サービス審議官 ありがとうございます。

それでは、何点か申し上げさせていただきたいと思います。

3. の の最初に書いてございますとおり、現在、TOCOMとJPXの間で協議が始められるという状態になっておりますので、その関係者間の協議に委ねられるべきであるというところを御理解いただいたということについては、ありがたく思っております。

その意味では、大崎委員には大変申しわけないのですか、 のところの中身に関しては、ややその協議の中身にわたる話が書かれていて、かつ語尾が「べきである」ということで、やや強いかなという感じは受けておりますが、いずれにしても、これも の期待のうちの内数であるということで、関係者にはしっかり伝えたいと思っております。

でございますけれども、「同意」の基準を明らかにせよと。ここはまさに法律を運用する官庁としてしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

で、まさにaからdまで、こういうことについて認識を共有化することが重要であるということを書いていただいたことについては、大変感謝しております。一方で、その前

段のところで「具体的な制度設計は」ということで、正直申し上げますと、金融庁さんと私どもの間で何か公的な制度設計をしなければいけないということではないと思っております。むしろこれはJPXとTOCOMとの話し合いの中で、まさに次のaからdが確認される中で、具体的な仕組みができていくということだと思っております。したがって、何か公的な制度設計がここでできるということでは必ずしもないのではないかと気がしています。言葉遣いの問題かもしれません。済みません。

については、これも先ほど申し上げましたように、大田議長にも今おっしゃっていただいたように、関係者間の協議ということが第一義的だと思っております。それをまとまらない場合についてまでやや先回りしてお書きになっている、これも危機感のあらわれと受けとめさせていただきます。

さらに後段に関しましては、協議・同意というのは、まさに現物の生産・流通にこの先物市場が大きな関係があるということから設けられているものでございますので、必ずしも協議の進展しない場合の理由というか、そこと同意ということは必ずしも関係ないことではないかという気がしております。御意見は受けとめますけれども、このところはそういう場合は必ずこうなのだということについては、我々はやや現時点でそうですねと申し上げられる状況にないということでございます。

に関しては、前回御指摘がございました。我々にとっては両方重要な問題でございますので、両方しっかり進めていくということだと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省よりお願いいたします。

新井食料産業局長 農林水産省は前回のヒアリングでもお話をいたしましたとおり、総合取引所の実現に向けて従来から賛成であるという立場には変わらないということでございます。それを前提にいたしまして、今、経産省からもございましたけれども、とに
関係いたしましてお話をさせていただきたいと思っております。

の関係省庁の同意の条件ということでございますが、私どもは、この先物につきまして、商品取引所に上場されようが、総合取引所に上場されようが、同じ形での商品先物と理解しております。ここに書いております十分な取引量あるいは必要かつ適当というのは、商品先物取引法上の基準ということでございます。

そういうことにつきまして、金融庁からお話が来た場合には、この基準に則って判断をするということございまして、この場合に「同意をしないケース」を含めたと書いてございますけれども、一般的な行政の運用の基準について、これは一般論でございますが、「同意をしないケース」を網羅的に明らかにするということは、他の法令への波及効果もあるのかなと思っております。今回のこれらにつきまして、運用基準をできるだけ明確化するということは同意をしますけれども、一般的に網羅的に示すというのは、ほかの法律から見ても極めて異例ではないかと一つ思っているところでございます。

につきましては、先ほどの経済産業省のコメントと同じでございます。順調に進展しない場合に、所管大臣の協議がまさに障害になっているかということの因果関係がわからないということと、まずは両者における話し合いを我々もきちんと見ていきたいということでございます。

以上でございます。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関し、御意見、御質問をお願いします。

大崎専門委員。

大崎専門委員 2点ほど申し上げたいのですが、一つは経産省から御指摘のあったのところをめぐって、必ずしも公的な制度をつくるのではないのではないかというお話ですが、これは私のこの提言に関する個人的理解ですが、この提言自体も別にそういうことを書いているということではないと理解しております。ただ、協議の進みぐあい、その具体的内容をa、b、c、dの観点からきっちりと、監視ということはよくないですね。見守っていただきたいと。仮にa、b、c、dの観点にもとるような内容に走りそうになっているようであれば、そこはきっちりと御指導をいただきたいと、そういう気持ちが入っているのだと私は理解しております。

もう一つはのところの話なのでございますが、私の理解では、これは別に協議が進展しないのが同意条項の存在のせいだから、その協議が進展しないならば撤廃するというような論理では必ずしもなくて、協議が進展しない場合は、恐らく金融商品取引所の当事者の方が一方的にといいますか、自市場への商品デリバティブの上場という経営判断をされる可能性が高くて、そのときに協議や同意が要件になっていることがその人たちをちゅうちょさせることになっては、総合取引所の実現がさらに遠のいてしまう。そこでそれは外しておいたほうがいいのではないかと考えております。

大田議長 今の点、なのですが、ここはJPXとTOCOMの協議がどういうぐあいに進もうとも、現在でも総合取引所をやろうと思えば法律上できるわけですから、その具体的な制度設計については、関係者間でしっかり協議をしていくという意味で書いております。

藤木商務・サービス審議官 恐縮でございます。まずのお話から申し上げますと、具体的な制度設計、既に金商法でいわゆる総合取引所という形ができておまして、その制度設計というのが、大崎委員が御説明になったように必ずしも公的なものではないということであれば、これから議論を見直し、それを促していくということで理解できるのですが、総合取引所というものについて法的、公的な制度設計がまだ足りていないという御指摘だとすると、それは具体的に何なのでしょうかとというのが若干疑問が残るところがございます。

のところについて、別にここで文章のよしあしを言うつもりはないのですが、一応2つの文章の間に「その場合」という言葉が入っているので、我々役人としてはつつなげて読んでしまうので、これが別のものであるというのは、やや受けとめづらいと思ってお

ります。

いずれにしても、我々は協議・同意条項というのは、現物所管の役所としてこれは必要なものであると考えておりますので、その点はぜひ我々の考えとして御理解いただければと思います。

大田議長　　につきましては、前回藤木審議官がお出しくださった資料で、「総合取引所の実現に当たっては、商品先物市場の活性化につながる必要がある」と、「そのため、以下のような点について具体的に詰めて、関係者で認識を共通化していく必要がある」ということをお示しいただきましたので、この点を踏まえて総合取引所というものが具体的にどんな形になっていくのかを御議論いただきたいということです。

また、私どもの意見書の中で、　にTOCOMにおいて上場されている商品デリバティブについて、JPX傘下の取引所への戦略的な移管を御検討いただきたいと。このときに、具体的にどんな形での取引所の実現を目指すのかということをお議論いただきたいという趣旨です。

につきましては、本当はTOCOMとJPXの協議が進展して、かつて東京証券取引所と大阪証券取引所が一緒になったように、一体化した総合取引所ができることが望ましいと思っております。「必ずしも望ましくはないが」とありますのは、JPXが商品デリバティブ市場を持ち、TOCOMにおいても商品デリバティブ市場があるとなると、二元化してしまいますので、国際競争力という観点からも劣後いたしますので、望ましくはないということです。しかし、もしTOCOMとJPXの戦略的再編によって総合的な取引所が実現しない場合は、私どもとしては、金商法の改正ということも念頭に置いた議論を行いたいと考えております。

大田議長　　ほか、御意見はいかがでしょうか。

原さん、どうぞ。

原委員　　ありがとうございます。

一言だけコメントですけれども、この話はもう制度としてはできることになっています。関係省には何年も前から伺うと、一応やるつもりはあるのですと言いながらも、関係者間の協議は進んでこなかったということだと認識しております。なので、今のお話に関しても、役所でできることはここまでなのです、あとはもう関係者間なのですという仕切りを明確にしていると、また同じことになってしまいかねないのではないかと思いますので、ぜひ関係省、一緒に一体となってこのお話を進めていただけるとよろしいのではないかと思います。

大田議長　　ほか、いかがでしょうか。

それでは、私から2点御質問させていただきます。

商品デリバティブ取引で、商品所管省庁の関与をどうしていくのかという点についてお伺いいたします。海外の主要な取引所では、原資産の種類が金融・証券であれ、商品であれ、デリバティブはデリバティブとして規制を一元化していると認識しております。しかし、日本では、商品市場の産業政策的な観点を踏まえて、商品所管省の役割を維持することが必要という考え方で、個別商品デリバティブ市場の開設ですとか上場廃止に際しては、

商品所管省庁の商品所管大臣との協議や同意が必要になっています。海外の総合取引所において、デリバティブ取引に対して商品所管省庁の関与はどうなっているのか、実態をお教えいただきたいと思います。

藤木商務・サービス審議官 今、御指摘がありましたように、アメリカで言いますと、先物取引に関してはCFTCとSECが、これは先物の中身に応じてですけれども、それぞれ分担して規制を行っている関係にございます。欧州においてもいろいろ国によって多少違いはありますけれども、おおむねそういった形が整理されています。

一方で、それに対して物資あるいは原資産の担当がどういう絡み方をしているかということではありますが、例えば電力で申し上げますと、アメリカにはFERCという組織がございますけれども、これはドッド・フランク法に基づきまして、CFTCとFERCで覚え書きを結んでおりまして、その中でまさに市場の運営ということについて情報交換の仕組みが構築されていて、FERCから必要な意見が言えるという関係があると聞いております。

欧州に関しても同様に、ヨーロッパのエネルギー卸取引については、REMITという規則が対象になっておりまして、ACER、これはエネルギーの取引を監視する機関ですけれども、ここでデリバティブも含めて市場監視を行っている実態があると承知しております。

大田議長 金融庁はいかがですか。

三井企画市場局長 私どもは商品関係は海外のことを詳しく承知しているわけではないので、むしろ経産省さんあるいは農水省さんのほうがお詳しいのだと思うのですが、金融の世界で見えますと、エネルギーのお話がありますけれども、例えば貴金属等々に一般的に同意とか協議というものがあるというのは、私どもはそういう事実はまだ確認していないところでございます。

大田議長 少し認識が分かれたように思います。つまり、一般的に同意や協議が必要であるということはないというのが三井局長からのお話で、藤木審議官からは、アメリカの場合に電力に関しては情報交換を行っている。それから、エネルギーに関してはデリバティブも含めて取引監視を行っている。

藤木商務・サービス審議官 ヨーロッパもですね。

大田議長 はい。

三井企画市場局長 一般的に例えば市場運営ということで私どもが金融市場当局とお話している中で、金融先物、デリバティブ市場もあるわけですが、そこで私どもが把握した同意とか協議というものは存じ上げないという趣旨でございます。

大田議長 大崎さん。

大崎専門委員 私の理解では、デリバティブ市場に何か特定のものを上場するというこの意思決定について、市場監督の責任を負っている機関以外の、例えば原資産を規制している人たちの同意や協議を必要とするというのはないのではないかと、そういう意味だと思えます。

大田議長 この点は今の認識でよろしいですか。

三井企画市場局長 おっしゃるとおりです。

藤木商務・サービス審議官 ただ、済みません、一言だけ。これは商品上場に当たって事前承認を必要としているかどうかという各国の法体系の違いもありますので、その点も含めて勘案する必要があるかと思っております。

大田議長 もう一点質問させていただきたいのですが、JPXとTOCOMの再編は先ほど来、民間企業同士の交渉であるということで、私どももそのとおりと思っております。さはさりながら、民間企業同士であってもしっかりとアドバイスしていきたいというお話が、前回関係省からありました。そこで、結論までの時間軸をどんなぐあいにお考えでしょうか。もちろん、こういう交渉事は予断を許さないのですけれども、3年も4年もかけていいということではないと思いますので、結論までにどの程度を念頭に置いておられるのか、今のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

三井企画市場局長 これから実際に、今協議していることについて今後どうなるかは予測しがたいところはあると思っております。私どもも十分に関与して、当事者間の協議が円滑に進むようにサポートしていきたいと思っております。

過去の事例で、東京証券取引所と大阪証券取引所が統合した事例のケースですと、関係者の合意があってから実際の統合までに1年ぐらいかかっております。民間金融機関のケースでも1年ぐらいかかることはままあることでございまして、そこはまた協議だったり中身次第で膨らんだりいろいろあると思っておりますけれども、そういった事例はあるかと思っております。

大田議長 藤木審議官あるいは新井局長、何かありますか。

藤木商務・サービス審議官 協議を始める以上、無駄にだらだらやっても仕方がないと思っておりますので、ただ、もちろん必要な詰めは必要ですけれども、必要なことを効率的にやって議論していただくことが基本だと思っております。

大田議長 新井局長、何かありますか。

新井食料産業局長 皆さんと一緒にございまして、できるだけ早く実現するようにということでございます。

大田議長 ありがとうございます。

この意見書にも書いておりますように、総合取引所は可能な限り早期の実現を目指し、これ以上の商品デリバティブ市場の衰退は何とか食いとめていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほかに御意見、御質問はよろしいですか。

それでは、本日はお忙しいところをおいでいただきまして、ありがとうございました。関係省の皆様、これで御退席いただきます。ありがとうございました。

(関係省庁退室)

大田議長 それでは、議題2「農業用ドローンの普及拡大に向けた意見について」をお諮りいたします。

農林ワーキング・グループにおいて御議論いただいておりますので、飯田座長より御説明をお願いいたします。

飯田委員 お手元の資料2をごらんください。

農業用ドローンの利活用、拡大については、最新型ドローンの活用を阻む各種の規制に関し、農林ワーキング・グループにおいて審議を続けてまいりました。具体的には、今期ですと10月3日に国土交通省、農林水産省、10月12日に事業者である株式会社ナイルワークス、日本ドローンコンソーシアム、そして、10月30日に事業者の方々をオブザーバーに迎えた上で、関係各省庁よりそれぞれ各3回のヒアリングを行っております。

以上を踏まえまして、本日の午前中に行われました農林ワーキング・グループにおいて、その意見を集約したものを決定いたしました。本会議で審議、決定をお願いしたいと考えております。

本意見については、主に3つの項目から構成されております。1点目は「航空法に基づく規制」であります。現在、無人航空機の航行の安全規制は国土交通省に一元化されているわけですが、この空中からの農薬散布につきましては、国土交通省「審査要領」に加え、農林水産省の「技術指導指針」等に基づきまして、「農林水産航空協会」がオペレーターや機体の認定事業を行っております。

農業の現場におきましては、これらの認定が法令上の義務である等の誤解が存在し、結果として自動操縦やカメラ機能を搭載した最新型ドローンの導入が阻害されている側面がございます。

そこで、最新型のドローンについては、技術指導指針を廃止するとともに、農水協による認定が義務ではない旨、農林水産省から関係者への周知を行うべきである。

また、無人ヘリについては、現在の技術指導指針を航空安全に関する部分、ある意味でいうと国交省が担当する部分と、農薬の安全に関する部分、農林水産省が主に所管する部分に分離することで、制度の効率化を図りたいと思います。

また、国土交通省の審査要領で一律に課されている飛行経歴要件に関しましては、機種ごとの機能・性能に応じて、基本操作のほか、不具合対処などの講習を受けたことがある場合には不要としてはどうか。

以上のような方向で、農業用ドローンの普及拡大に向けた環境を整備したいと考えております。

2点目は「農薬取締法に基づく規制」であります。現在、ドローンを使って散布できる農薬は500種類程度にとどまっております。これは陸上散布において認められる農薬であっても、ドローンでの散布に当たっては、希釈倍数要件の緩和が必要となります。その倍数を変更した場合、安全に関する検査には数千万円のコストがかかる。そのため、ドローンで利用可能な農薬の種類がなかなか拡大していかない現状です。

そこで、農薬の使用態様においてドローンを使うか否かは、農薬使用者の判断に任せる旨の解釈を明確にすること。

また、陸上散布用の農薬について、希釈倍率の見直しを行う変更登録申請の場合、その際の検査については、残留試験を不要とし、薬効・薬害に関する試験のみとすることによって、検査の大幅な簡素化、そして、費用の大幅な削減を目指していきたいと考えます。

3点目は「電波法に基づく規制」であります。最新型のドローンの航行の安全を確保するためには、携帯電話の電波利用というものが必要になってくるかと思えます。

ドローンで利用される携帯電話端末の数につきましては、総務省と携帯電話事業者が把握できますよう実用化試験局制度が導入されている現状ではありますが、毎回、事業者経由で総務大臣の許可を取得する必要がある状態です。この規制が最新型ドローンの導入、そこにおける携帯電話電波の利用を阻んでいるのではないかと。

そこで、低空を飛行するドローンについては、携帯電話を利用可能とする場合の要件について技術的に検証し、明確化する。

本年度中に必要な実証実験を行い、ドローンの携帯電波利用を拡大した必要な制度改正を行う。そして、制度開始までの間についても、より簡易にLTE通信や5Gなどの電波帯を使用できる仕組みを構築し、これをもってより新しい形のドローンを活用しやすくする環境を整備していきたいと考えております。

また、最後に農林水産省として、最新型ドローンの導入や「ドローン用農薬」と位置づけられる農薬品目数の目標値などを定める「総合的な農業用ドローン導入計画」の策定を求めるとともに、民間事業者の巻き込みも図るべく官民協議会を立ち上げ、農業用の最新型ドローン普及に向けた取り組みについて、意見としてまとめております。

以上です。

大田議長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に関して御意見、御質問をお願いいたします。

林委員。

林委員 ありがとうございます。

私もこの議論に参加させていただきまして、最新型のドローンというものが、自動操縦機能やカメラ機能などを持っていて、今までの無人ヘリコプターでの農薬散布とは全く違った使われ方や使い道があることをヒアリングさせていただきました。

こうした最新型のドローンは、無人ヘリコプターと違って、上空の高いところではなくむしろ陸上に近い、地上からほんの数メートルのところまで機能いたしますので、これまでのような航空法での規制なども不要になってきている。しかるに、今でも従来の過剰な規制がかかっているという御説明を受けました。また、電波利用についても、この最新型ドローンでのカメラ画像を5Gの速度で活用する農業ができるように、今回の規制改革は、ぜひ必要であると思えます。

大田議長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

飯田委員 少し今の林委員のお話につけ加えまして、基本的にこの農業用ドローンに関

する法制度等は無人ヘリコプター、農薬散布用ヘリコプターの規則を準用して使っている状態で、当然ながらドローンと無人ヘリ、ラジコンヘリは全く異なるものにもかかわらず、違うものの法律を流用していたという窮屈さがございます。それを是正することを求める。それに関連してさまざまな論点、農薬の希釈倍率の問題であったり、携帯電話の使用等に話が広がって、このような意見案になったという次第であります。

大田議長 原委員。

原委員 ありがとうございます。

私はこの議論は入っておりませんでした。私は国家戦略特区のほうでもいろいろな自治体からの御提案、御要望を聞く機会が多くて、今回取り上げられた農薬の散布の問題とか電波法のドローンの問題、これもしょっちゅう出てくる話でございました。なかなか解決できずに来ておりましたので、今回解決いただけたのは大変ありがたいことだと思います。

質問といたしますが、見当違いかもしれませんが、農業用のドローン以外にも、恐らくこれから配達用のドローンとかいろいろなものが低空で飛び交うことになると思うのですが、その航空管制をどうしていいのかとか、そういう議論はございませんでしょうか。

飯田委員 特にこれは電波に関するところにもかかわってくるわけなのですけれども、農業用ドローンの場合は、非常に航行範囲が限定されている。また、高度も1.5メートルから高いもので3メートル以上のものはまずない状態でありまして、そのため、ある意味ではさまざまな配達用ドローンであったり、何だったら人間が乗るドローン、そういった大きな話の前に、言葉は悪いですが、比較的限定された状況で使われるということでそういった管制の問題をスルーできる。その意味で、この農業用のドローンを先行させて規制緩和していきたいというのが趣旨でございます。

原委員 ありがとうございます。

大田議長 江田委員。

江田委員 ありがとうございます。

私もこの議論に参加していなかったもので、ひょっとしたら的外れかもしれませんが、1つ質問させていただきたいと思っております。

この技術指導指針というものを廃止するという御提案ですけれども、恐らくもう時代遅れのものになっていたのだと思いますが、この自動のドローン、こちらの安全というか、そういったものを確保していくために何かしら検討されていることがあれば教えていただきたいと思っております。

飯田委員 この技術指導指針というものは実は非常に不思議な制度になっておりまして、法令上の根拠がない。つまり、こういった無人ヘリであったり、または空中を飛び交うものと、これは国土交通省の管轄であり、無人航空機の航行の安全規制は既に法令上は国土交通省に一元化されていますので、この技術指導指針を廃止するということは、ドローンの安全基準についても国土交通省に主に担当していただくということになります。

江田委員 ありがとうございます。

大田議長 よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。

山本委員 今の絡みで、今回は農薬の空中散布がかなり表に出ているので、技術指導指針も農林水産省がかなり全面的に出ていますけれども、先ほど江田委員が言われたように、今後ドローン全体の話をする、もう少し国土交通省との関係で一般的なルールをつくるほうが全体としてはいいのではないかと。かつ、そのときのルールも、昨今の技術をうまく利用して、シミュレーションでいろいろやって、ある程度技量が認められたら許可を出すとか、そういう新しい昨今のテクノロジーを利用した認可制にしたらいいいのではないかと思います。

大田議長 飯田座長、何かありますか。

飯田委員 私もほぼ同方向の意見でございます。

大田議長 八代委員。

八代委員 関連しますが、先ほど飯田委員から、これは農業用だから先行してやるのだというご説明がありました。それはそれでいいと思うのですが、他方で、これを一種の使用規制という考え方から言えば、性能規制という考え方から言えば、1.5メートルから3メートルの低空を飛び、農薬程度の軽いものを運ぶのであれば、別に農業用でなくても使っていていいわけですね。だから、「農業用ドローン」と書いてあるのですが、農業用及びそれに近い目的のためにはこれを全部活用できるということを一札とっておかないと、農業以外に使わせないというようなことになって困りますので、よろしく願いいたします。

飯田委員 農業以外についても後々流用といたしますか、援用していけるような制度設計を目指していければと存じます。

小見山参事官 事務局から1点補足させていただいてよろしいですか。

八代先生からお話がありましたけれども、今回の農業用ドローンで農水省が技術指導指針で規制しておりますのは、農薬を低空で運んでそれを散布するものであります。今回問題となっておりますのは、航行の安全というところはドローン一般の規制で国土交通省さんが規制されており、散布の部分は農水省さんが指針をつくって規制されており、それが一つの指針の中に入っていて、どこからどこまでが航空の話なのか、どこからどこまでが農薬散布の話なのか分からない、したがって分離しよう、こういうお話であります。

ドローン一般の話でありますと、今も国交省さんが航行の安全について規制を行っておりますので、一般則に従ってやっていくということではないかと考えます。

大田議長 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、御異議がなければ、この農業ワーキング・グループの意見書を原案のとおり決定し、規制改革推進会議の意見書としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

大田議長 それでは、原案のとおり決定いたします。

それでは、議題3「規制改革推進に関する検討状況について」、お諮りいたします。

まず、部会長及び各ワーキング・グループの座長から、緊急に取り組む事項を取りまとめましたが、それぞれについての議論の報告をお願いいたします。

まず、投資ワーキング・グループの原座長からお願いします。

原委員 私のところは資料が間に合っておりませんで、ノンペーパーで大変済みません。

投資ワーキング・グループでは、遠隔教育と携帯の競争環境、2つやっております。

まず、遠隔教育でございますが、第4次産業革命に対応して、教育のあり方を抜本的に変えないといけないということだと思っています。世界ではAIの活用とか、学年を取っ払ってしまうとか、個別学習を導入するとか、いろいろなことが進んでいる。その中で日本ははるかおくれたところにおいて、技術的にはとっくに可能になっている遠隔教育すらまだ本格的に活用されていないという状態なのだと思います。

これは高校では2015年に解禁されたのですが、昨年度で見てもまだ全国で35校しか遠隔教育をやっていない。また、義務教育はまだ解禁もされていませんし、制度的な課題もいろいろと残っているという状況でございます。

特に深刻な問題なのは、ITとかプログラミングとか、私たちの世代は学校では学ばなかったような中身の教育でございます。高校の場合には「情報」という科目が2003年度からスタートいたしました。当たり前ですが、新しい科目なので先生が足りません。今、日本で何が起きているかということ、全国で「情報」というITやプログラミングを教えられる先生が足りなくて、科目の免許を取っていない体育の先生とか英語の先生とかが特例的に免許外教科担任という制度を使って教えるというのが全国で1,200件ほどあるのです。これも高校の数が5,000件のうちの1,200件ほど、そのような事態になっている。

また、これがさらに深刻なのは、今度は小学校、中学校で2020年度からプログラミングの教育が本格的に導入されることとなります。こうなると、高校で起きている以上の問題がより深刻に広がっていくこととなりますので、私たちは遠隔教育を早急にやらないといけないと思っています。

今、文部科学省さんと何点が議論しておりますけれども、少なくともまず高校で解禁されたのと同じような遠隔教育を義務教育でもできるようにすべきではないか。これは科目免許のない先生が教室にいる状態で、本当にプロの先生が外から遠隔で教えるということなのですが、これを早急にできるようにしたい。

そのほか、より一層の遠隔教育の規制の緩和や、全国の全ての小中高校で一定の年限を切って遠隔教育を導入するようにする。

それから、免許外教科担任という先ほど申し上げた制度は、これは昭和28年に当分の間の措置です。要するに、戦後直後で先生の数がない時期なので、特例的にとってつくった制度だったのですが、これをいまだに運用し続けていますので、こんな制度はもういいかげんに廃止して、遠隔教育で置きかえないといけないのではないか。そのような議論をしているのが、この遠隔教育についてでございます。

もう一つ、携帯、モバイル環境でございます。モバイル環境については、これも以前から議論はあって、携帯電話と通信サービスのセット販売の問題とか、2年縛り、4年縛りといった期間の拘束の問題については、従来から問題だと指摘をされてきました。これは総務省も問題だと言っていましたし、公正取引委員会も競争政策上問題がある、独禁法違反のおそれがあるといった報告書を出されているのですが、問題だと言われていながら解決してこなかったということだと思っております。

ここはまだ関係省さんと協議、議論している段階ですが、競争を十分に機能させるためにどうしたらいいのか。これは緊急に短期的にやるべき話と、より中期的に競争環境をどう整えていくのか、競争政策をどう機能させるのかという議論があるかと思えます。総務省、公正取引委員会、消費者庁さん、それぞれと現在協議しているところでございます。

以上です。

大田議長 ありがとうございます。

続いて、保育・雇用ワーキング・グループの安念座長がきょう御欠席ですので、森下座長代理をお願いいたします。

森下委員 安念座長にかわりまして御報告したいと思えます。資料3-1を見ていただければと思えます。

現在保育園等に通っている未就学児の多くは、数年後の放課後児童クラブの入所希望者と見込まれます。政府は待機児童解消を最重要政策の一つとして、学童保育においても平成33年度末までの解消を目指した政策を推進しておりますが、残念ながらまだ不十分と言わざるを得ません。

その結果、共働き世帯の増加に比例しまして、都市部及び地方においても学童保育の待機児童がふえ続けておまして、現在、「小1の壁」と言われます、放課後に子供を預けられないという問題が起きております。既に「放課後子ども総合プラン」というものが平成26年に策定され、平成31年までにこれらの子供を対象とした放課後児童クラブ、あるいは全ての子供を対象とした放課後子供教室の両事業を、小学校内で「一体型」として1万カ所以上で実施する目標を掲げておりますが、29年時点では「一体型」は4,500カ所の整備にとどまっております、これから先、非常に1万カ所までは大変だろうということが既に推定されております。

そこで、政府は以下の事項について、さらなる改革をすべき課題がないかということで、答申において検討を進めるべきであると取りまとめています。

具体的には、その下に出てまいります「小学生の放課後の居場所である学童保育の待機児童解消」。このためには、子供にふさわしい場所の確保、多様な人材（担い手）の確保、学童保育の質の確保が必要でありまして、それぞれ現状の問題点及び実施すべき事項がありますので、その下にまとめております。

まず（1）といたしまして、子供にふさわしい場所の確保。これは当然ながら子供にとって移動が容易な小学校内ということになります。小学校内での放課後児童クラブの設

置率はまだ5割ということになります。特に待機児童を抱える市区町村内の小学校に存在する未活用の余裕教室の存在がわからないと設置ができないわけではありますが、これが見える化されていない。また、小学校の施設利用時の事故発生等の責任の所在が不明確なので、小学校内への放課後児童クラブの設置が進まないという問題点が挙げられております。

改革の方向性といたしましては、市区町村ごとの待機児童数、そして、未活用の余裕教室の有無、放課後児童クラブの設置状況が確認できるよう、情報公開を行うべきである。

2点目としまして、小学校施設の管理運営責任の所在について、地方自治体内で取り決めを行いやすくする具体策を提供すべきであると考えております。

(2)になりますが、多様な人材(担い手)の確保。これは施設の責任者となり得るような放課後児童支援員という制度があるのですが、このために必須の認定資格研修の受講人数枠が限られておまして、希望者全てが受講できない自治体も存在しております。

また、地域社会での活躍の場を認め、自身の居住地での活躍の場や雇用先を求めている高齢者も少なくありませんけれども、なかなか子供との接点がない状況が生まれております。

放課後児童支援員は、子供の発達段階に応じた育成支援はもとより、学校や地域との調整や組織の運営責任者として役割を担いながらも、期間の定めのある雇用形態や職務の重要性にそぐわない処遇であるということも少なくないため、なり手が少ないという問題がありますので、支援員の持つ能力と経験をキャリアとして正当に評価するための方策も検討すべきであると考えています。

改革の方向性といたしましては、その下に書いてありますように、認定資格研修の受講人数枠の拡大を図るとともに、時間と場所に縛られない受講を可能とする方策も検討すべきである。

また、放課後児童支援員が高齢者の職業の一つとして選ばれるような機会をつくるべきである。

(3)は質の確保等ということになりますが、現状は、国は、放課後児童健全育成事業者に対しまして自己評価を求めています。しかし、実施率はまだ50%にとどまっておりますし、評価内容にもばらつきがあるということがヒアリング等でわかってきております。

また、子供に向き合う時間を十分に確保するために「一体型」を実施する。その場合、特に事務手続の負担が重いということで、その負担軽減を求める声が上がっております。

改革の方向性としては、保育の質の向上を目指し、放課後児童健全育成事業者が自己評価を行いやすくするように、評価すべき項目などを提供すべきである。

また、「一体化」を実施する事業者や地方自治体の負担軽減策を検討すべきであると考えております。

以上です。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、農林ワーキング・グループの飯田座長、お願いいたします。

飯田委員 農林ワーキング・グループの緊急に取り組むべき事項については、主に3点ございます。その1点目が、先ほど本会議で意見として決定いただいたところの農業用ドローンの普及拡大についてであります。事実上、これが一番多くの時間を費やしておりまして、内容については、先ほど御案内させていただきましたとおりでございます。スピード感を持った見直しを関係府省と連携して進めてまいりたいと存じます。

第2点が、高機能農機利活用の拡大であります。具体的にお話をしますと、農機具や除雪機をつけたトラクターの公道、農道の走行に関する規制の問題であります。10月12日に関係府省である警察庁、国土交通省、農林水産省からヒアリングを行ったところであります。これらさまざまなアタッチメントをつけたトラクターについて、公道や農道を走行することが道路運送車両法などに適合しない可能性があるという問題点が明らかになってまいりました。当該トラクター走行について、保安基準に適合する走行の方法について定める等、農機等の大型化、効率化に向けた規制の見直しを関係府省と連携して進めてまいりたいと存じます。

3点目は、農地、中でも農地中間管理事業の推進に関する法律附則に基づく施行5年後見直しに向けての準備であります。本日、農林水産省及び事業者である栃木市農業公社及び長野県農業開発公社からヒアリングをしたところであります。今後も農地利用の集積・集約化の加速に向けて、引き続き検討してまいりたいと存じます。

以上です。

大田議長 それでは、最後に行政手続部会の高橋部会長からお願いします。

高橋委員 御説明申し上げます。お手元の資料3-2「電子政府の推進による事業者負担の軽減（論点整理）」と題した資料をごらんください。

行政手続部会では、2020年3月までに行政手続コストの20%の削減に取り組んでまいりました。また、働き方改革との関連におきましては、中小企業への時間外労働の上限規制の適用時期が2020年4月からとなっており、それまでに中小企業の行政手続の負担を軽減する必要がございます。

そこで、具体的にはということですが、中小企業にとりましては、従業員の入社や退社などのたびに、年金事務所やハローワークなど、複数の窓口を回るということが非常に負担になっております。現状でもオンライン申請は可能になっておりますが、電子証明による本人確認を求められるということになっております。年間手数料が約8,000円もかかっている事態になっております。

また、補助金につきましても、中小企業庁の補助金や経済産業省以外の省庁の補助金、さらには自治体の補助金などと複数の補助金を申請する場合において、同じ情報を重複して記載しなければならない。こういうことも負担になっております。

したがって、これらの手続がID・パスワード方式で簡単にオンライン申請ができるようにしていきたいと思っております。また、このようなID・パスワード化についてはセキュリティ上の問題がございますが、この課題を年内において速やかに解決していくこと

も対策として掲げております。

2番目が「住宅宿泊事業法に基づく届出手続の負担の軽減」でございます。

民泊サービスの事業届出につきましては、本年7月の当会議の意見書でも指摘したとおり、届出書類が非常に多くて、かつオンラインでシステムが完結しない。民泊サービスの遂行に必要な関連手続きが多くて煩雑だという事態が見られております。

したがって、ICTの活用を基本とし、従来の業規制とは抜本的に異なることとした制度設計を踏まえた運用が行われている状態にはなっていないということでございます。このため、観光庁及び関係府省に対しまして、オンラインシステムの利便性の向上や関連手続きの見直しを促してまいりたいと思っております。

3番目が「保育所入所時の就労証明書作成手続きの負担軽減」でございます。

保育所入所の際の就労証明につきましては、これまでも標準様式化、デジタル化に取り組んでまいりました。しかしながら、標準様式の普及率は保育所等申込者ベースで全自治体の約40%にとどまっており、特に東京23区ではわずか2区のみが導入されているなど、大都市での導入が進んでおりません。

また、マイナポータルで様式をダウンロードできるようにするなど、一部デジタル化も図られてまいりましたが、会社の印鑑を押印して紙に記載するというプロセスも残っているということでございます。

したがって、導入が進んでいない理由、例えば現行の標準方式では大都市向けとしては記載項目が不足していないかなどを分析して、明確な導入目標を掲げて早急に実効的な対策を立てることを促していきたいと思っております。加えまして、押印不要化を含めまして、デジタルで完結する仕組みの構築に向けて検討を進めることを関係部局に促してまいりたいと思っております。

最後でございますが、お配りした資料では「軽自動車保有手続きにかかるオンライン・ワンストップサービスの実現」については調整中となっておりますが、概略につきまして、口頭で御説明申し上げたいと思っております。

軽自動車の保有につきましては、検査、税の納付、保管場所の届け出といった行政手続きが発生いたしますが、こうした手続きがオンライン・ワンストップで完結することになれば、行政手続きコストの削減が大幅に見込まれることになると思います。現状では、これらの手続きは行政書士のみが行うことができるとされておりまして、ディーラーや指定整備工場等は認められておりません。

他方、普通の自動車、白ナンバーにつきましては、平成17年以降、順次関係団体経由でのオンライン・ワンストップでの手続きが可能となっております。軽自動車保有手続きについても同様のことが可能になるよう見直しを行うべきであると考えて、働きかけを強めたいと思っております。

以上でございます。

大田議長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問はございますでしょうか。
よろしいですか。

それでは、引き続き答申に向けて精力的な御議論をどうぞよろしくお願いいたします。
以上により、本日の議事は全て終了いたしました。

事務局から何かありますか。

小見山参事官 次回の会議日程については、後日、事務局から御連絡申し上げます。

大田議長 それでは、これで本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。